

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年2月10日

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 中村 明洋

## 1. 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 平成26年度中材委託業務
- (2) 調達物品の特質等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行期間 平成26年4月1日～平成27年3月31日
- (4) 履行場所 沖縄県宮古島市平良字島尻888番地 国立療養所宮古南静園
- (5) 入札方法

一ヶ月単位(年額/12)で行う。落札者の決定は、最低入札価格落札方式をもって行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

## 2. 競争参加資格

全省庁統一資格において、「役務の提供・建物管理等各種保守管理或いはその他」でC等級又はB、D等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有している者であり、かつ、予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被保佐人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予算決算及び会計令70条中、特別の理由がある場合に該当する。

## 3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
〒906-0003 沖縄県宮古島市平良字島尻888番地  
国立療養所宮古南静園 会計班 会計係  
電話番号 090-72-5321 内線217
- (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、国立療養所宮古南静園のホームページから入手するものとする。尚、インターネットに接続できない場合は、以下の場所でも交付する。ただし、入札説明書の郵送又はファクシミリによる入手申し込みは認めない。

交付期間:2月10日(月)～3月3日(月)までのうち、閉庁日を除く毎日  
9時00分～17時00分までとする。

入手方法:国立療養所宮古南静園のホームページで入手可能  
(アドレス:<http://www.hosp.go.jp/~miyako/> )

交付場所:上記(1)の場所

(3)競争参加資格確認書類及び応札仕様書の提出期限

平成26年3月4日(火)17時00分

(4)入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、平成26年3月5日(水)16時00分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成26年3月6日(木)10時30分までに持参すること。

開札は、平成26年3月6日(木)10時30分、国立療養所宮古南静園第一会議室で行う。

4. その他

(1)契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2)入札保証金及び契約保証金

免除

(3)入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、別紙様式1の暴力団に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4)入札の無効

本広告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。また入札に参加した者が(3)の誓約書を提出せず、または虚偽の誓約をし、若しくは誓約書にハンすることとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(5)契約書作成の要否

要

(6)落札者の決定方法

最低落札方式とする。

(7)その他

詳細は入札説明書による

別紙

## 誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

平成 年 月 日

住所(又は所在地)

社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。